

## 工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

### (概要)

**第1条** この要領は、工事請負契約に基づく工事請負代金債権を第三者に譲渡することについて、福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日付け8財第175号総務部長依命通達。以下「約款」という。）第5条第1項ただし書きの規定により承諾する場合の取扱いについて定めるものである。

### 第1章 下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡

#### (対象工事)

**第2条** 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）による融資に係る債権譲渡の承諾は、請負代金の額が500万円以上の工事を対象とする。ただし、次の工事は除くものとする。

- (1) 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事  
ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事  
イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (2) その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

#### (譲渡対象となる債権の範囲)

**第3条** 譲渡の対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第31条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する契約権者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の契約権者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 工事請負契約の変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式1）、債権譲渡契約証書（様式2）及び債権譲渡通知書（様式3）の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。なお、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知することとする。

#### (債権譲渡先)

**第4条** 下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般社団法人である建設業者団体（第11条

において「事業協同組合等」という。)に限るものとする。

#### (債権譲渡承諾の手続)

**第5条** 受注者が債権譲渡先に債権譲渡をしようとするときは、債権譲渡先と連署にて契約権者に次の書類により申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1) 3通
  - (2) 債権譲渡契約証書(様式2)(案) 1通
  - (3) 工事履行報告書(様式4) 1通
  - (4) 発行日から3カ月以内の受注者及び債権譲渡先等の印鑑証明書 各1通
  - (5) 保証人等の承諾書(債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ)
- 2 前項の申請をすることができるのは、当該工事の出来高が2分の1(第2条第1号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高が最終会計年度の工事の2分の1)以上に到達したと認められる日以降で、約款第32条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。
- 3 第1項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から下請セーフティネット債務保証事業による融資を受けるためのものであること。
  - (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
  - (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。
- 4 債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、契約権者は第2条、第4条及び前2項の要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書(様式1)により承諾するものとする。
- 5 契約権者は、前号の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿(様式6)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

#### (下請保護)

**第6条** 受注者は債権譲渡先から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画(支払状況・支払計画書(様式5))を債権譲渡先に提出することとする。

- 2 債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、契約権者は関与しないものとする。

#### (債権譲渡の通知)

**第7条** 受注者及び債権譲渡先は、第5条第4項の承諾を受け債権譲渡契約書を締結した場合は、速やかに連署にて、契約権者に、債権譲渡通知書(様式3)に債権譲渡契約証書(様式2)の写しを添えて提出するものとする。

- 2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、受注者は、遅滞なく債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出するものとする。

### (被担保債権)

**第8条** 債権譲渡は、受注者と債権譲渡先の間で締結する金銭消費貸借契約（当該工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて債権譲渡先が受注者に対して取得する債権（以下、債権譲渡先の貸付債権という）を担保するものであって、債権譲渡先が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

2 受注者が、契約権者との工事請負契約を完全に履行し、債権譲渡先が福島県から譲渡債権全額を受領した場合は、債権譲渡先は、債権譲渡先の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに受注者に返還することとする。

### (債権譲渡額の請求)

**第9条** 債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 請求書 1通
- (2) 債権譲渡承諾書（様式1）の写し1通（債権譲渡先の原本証明を付したもの）
- (3) 発行日から3カ月以内の受注者及び組合等の印鑑証明書 各1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式2）の写し1通（債権譲渡先の原本証明を付したもの）

2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は前金払（中間前払金の支払を含む。）及び部分払を請求することはできないものとする。

## 第2章 地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡

### (対象工事)

**第10条** 「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）による融資に係る債権譲渡の承諾は、請負代金の額が500万円以上の工事を対象とする。ただし、次の工事は除くものとする。

- (1) 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事  
ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事  
イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事  
ウ 債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事
- (2) 低入札価格調査事務処理要領（平成19年3月30日付け18財第6429号総務部長依命通達）に基づき調査の対象となった者と工事請負契約をした工事
- (3) その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

### (債権譲渡先)

**第11条** 地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡先は、事業協同組合等又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者に限るものとする。

### **(被担保債権)**

**第12条** 債権譲渡は、受注者と債権譲渡先の間で締結する金銭消費貸借契約（当該工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて債権譲渡先が受注者に対して取得する債権（以下、債権譲渡先の貸付債権という）及び保証事業者が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業者が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

- 2 受注者が、契約権者との工事請負契約を完全に履行し、債権譲渡先が福島県から譲渡債権全額を受領した場合は、債権譲渡先は、債権譲渡先の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに保証事業会社に支払うこととし、保証事業会社は、残額から保証事業会社の求償債権への弁済に充当し、なお残額があるときは、受注者にその残額を支払うこととする。
- 3 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、債権譲渡先が責任を持って行うこととし、契約権者は関与しないものとする。

### **(下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡に関する規定の準用)**

**第13条** 第3条、第5条、第6条第1項、第7条及び第9条の規定は、地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡をしようとする場合について準用する。この場合において、第9条第2項中「部分払」とあるのは「部分払（年度末における部分払を除く。）」と読み替えるものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成20年12月8日から施行する。ただし、第2章については、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成24年3月22日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。